

## 市営住宅浪花団地改修（建築２）工事（第１期） 評価資料等作成要領

市営住宅浪花団地改修（建築２）工事（第１期）の総合評価型一般競争入札（特別簡易型（Ⅱ型））に係る、評価資料及び入札参加資格確認書類（以下「評価資料等」という。）の作成と提出にあたっては、この評価資料等作成要領による。

### 1 評価資料等の作成及び提出

#### (1) 評価資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により評価資料等を提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間

令和８年６月３０日（火）から同年７月８日（水）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第２号）第１条第１項に規定する鳥取市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時１５分まで

##### イ 提出場所

鳥取市幸町７１番地

鳥取市都市整備部建築住宅課（鳥取市役所本庁舎２階）

##### ウ 提出方法

１部持参すること。

##### エ 評価資料等作成の問合せ先

イの提出場所に同じ

{担当者 建築住宅課 竹森、亀井 電話（０８５７－３０－８３７２）}

#### (2) 評価資料等の内容

ア 提出する評価資料等は下記の内容で作成する。

- (ア) 入札参加資格確認申請書 (様式第１－１号)
- (イ) 総合評価型一般競争入札（特別簡易型（Ⅱ型））評価資料 (様式第１－２号)
- (ウ) 同種工事の施工実績 (様式第２号)

##### イ 評価資料等作成に関する留意事項

評価資料等は次の評価資料等の記入要領に基づき作成することとし、A４版横書き左縦とじて工事名、会社名を明記し、ファイルにとじること。

#### (3) 評価資料等の記入要領

##### ア 同種工事の施工実績（様式第２号）

(ア) 平成２３年度以降に工事が完成し、引渡し完了している国（国立大学法人を含む）、鳥取県及び鳥取市が発注した工事（工種が建築一式（一般）であるものに限る。）を元請として施工した（共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が３０％以上のものに限る。）代表的な施工実績を記載すること。

なお、該当工事の請負契約書の写し及び同種工事の判断ができる内容の設計図、工事カルテ又は第三者による施工証明等を提出すること。ただし、共同企業体で施工したものは協

定書の写しを添付すること。

(4) 提出部数

評価資料等の提出部数は1部とする。

2 評価資料等の審査

提出された評価資料等を基に審査し、入札参加資格の確認と施工能力の評価を行う。

(1) 入札参加資格の確認は下表による。

審査項目	審査の着目点
施工実績	平成23年度以降の同種工事の施工実績

(2) 施工能力の評価項目、配点及び評価方法は、鳥取市総合評価入札に関する運用ガイドラインの「特別簡易型（Ⅱ型）総合評価に係る採点基準」による。

3 その他実施上の留意事項

(1) 評価資料等の提出は、入札参加資格の有無を確認するものであり、審査の結果によっては入札参加資格がないものとする場合がある。

(2) 入札参加希望者について、提出された評価資料等を審査し、結果を書面により通知する。

(3) 入札参加希望者は、入札参加資格の有無の通知の内容に疑義があるときは、通知の翌日（休日を除く。）の午後4時まで、書面により当該内容に対する説明を求めることができる。

(4) 市は、前号の説明の要求があった場合は、速やかに回答するものとする。

(5) 評価資料等の作成と提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(6) 評価資料等その他提出された書類は、返却しない。

(7) 提出された評価資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。ただし、本件契約の終了後において、透明性を確保するため公表することがある。

(8) 評価資料等に虚偽の記載をした者は、入札参加資格がないものとする。